

# 地方独立行政法人（試験研究型）の出資

（地方独立行政法人法改正 令和2年9月10日施行）

## 規制改革の内容

### 改正前

試験研究を行う地方独立行政法人は自主財源の拡充が必要であるが、現行制度では、技術支援対価やライセンス料収入等の収入源に限定

### 改正後

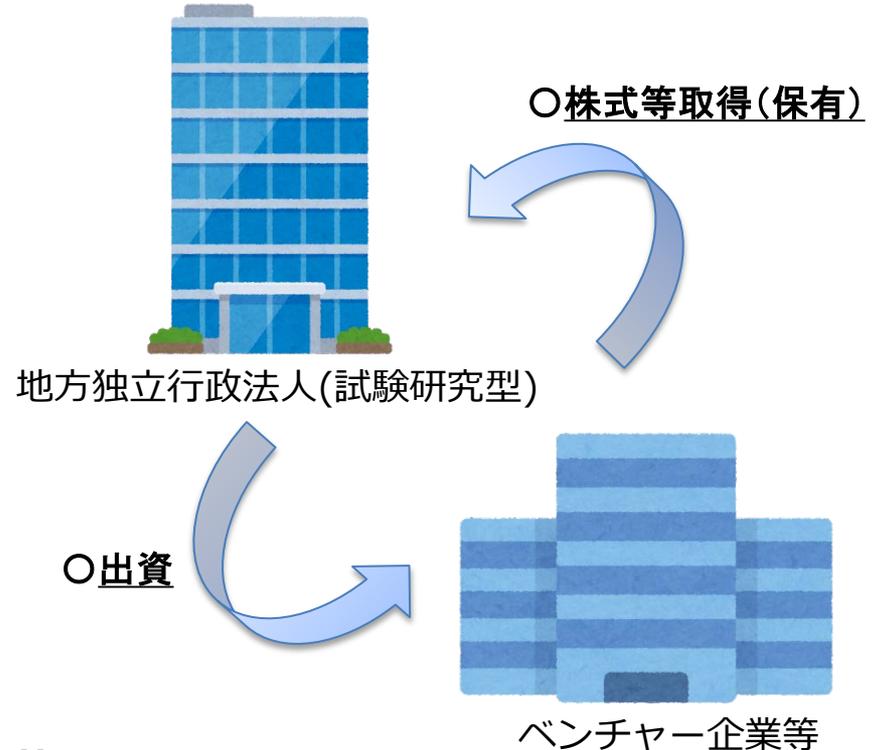
試験研究を行う地方独立行政法人は、当該試験研究の成果を活用する事業、又は、成果の活用を促進する事業を実施するベンチャー企業等への出資等を可能とする

### 効果

試験研究を行う地方独立行政法人による研究成果が社会に還元されるとともに、当該法人へも利益が還元されることで、自主財源の拡充が実現し、更なる研究開発力の強化等の好循環を構築

## 規制改革の概要

試験研究を行う地方独立行政法人のベンチャー企業等への出資・株式等取得及び保有を可能に



### < 効果 >

- ・ベンチャー企業等の成長支援
- ・成果による自主財源の獲得
- ・さらなる研究開発力の強化